

議案第四十号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 高額介護合算療養費の支給

第八条の九の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第八条の十 高額介護合算療養費の支給は、法第五十七条の三に定めるところによる。

第二十四条第一項第二号中「間に限る。」の下に「の属する世帯の納付義務者」を加える。

附則第五項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、保険給付の種類に高額介護合算療養費を追加する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険給付の種類)</p> <p>第四条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 高額介護合算療養費の支給</p> <p>十一 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>(高額介護合算療養費)</p> <p>第八条の十 高額介護合算療養費の支給は、法第五十七条の三に定めるところによる。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>一 略</p>	<p>(保険給付の種類)</p> <p>第四条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 略</p> <p>十一 略</p> <p>十二 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>一 略</p>

二 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

イ及びロ 略

2 及び 3 略

附 則

1 及び 4 略

5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

6 及び 14 略

二 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。）

イ及びロ 略

2 及び 3 略

附 則

1 及び 4 略

5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

6 及び 14 略